

社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会運営規則

社会資本整備審議会運営規則第10条の規定に基づき、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会運営規則を次のとおり定める。

社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会長
越澤 明

(小委員会の設置)

第1条 都市計画・歴史的風土分科会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査させることができる。

(小委員会の委員)

第2条 小委員会に属すべき委員等（社会資本整備審議会令（平成十二年六月七日政令第二百九十九号）第4条第5項の「委員等」という。以下同じ。）は、都市計画・歴史的風土分科会に属する委員等のうちから、都市計画・歴史的風土分科会長が指名する。

(委員長)

第3条 小委員会に委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、都市計画・歴史的風土分科会長が指名する。

- 2 小委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。
- 4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから都市計画・歴史的風土分科会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。
- 5 委員長は、調査を終了したときは、速やかに調査結果を都市計画・歴史的風土分科会長に報告するものとする。

(議事)

第4条 小委員会の議事については、社会資本整備審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成22年11月8日から施行する。